

山柔協第23-423号
令和6(2024)年1月9日

各市柔道協会等団体の長様
各チーム(小学生関係)の長様

一般社団法人山口県柔道協会
会長 正司直樹
(会長印を省略しています。)

第44回全国少年柔道大会山口県予選会の開催について

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、標記予選会を、別添の要項により開催することにしましたので、下記に留意の上、参加申込等をお願いします。

記

1 選手の健康管理等について

チームの責任者におかれましては、選手の状態と、選手とその保護者の意向を十分確認したうえで、大会に参加すること。

なお、申し込み後の出場辞退については、試合当日においても受付け、その参加料については徴取しません。

2 全国大会について

全国少年柔道大会(5月4日・5日(土日)講道館新館7階大道場)の要項を添付しますので、あらかじめ、山口県予選会の参加にあたって、選手に周知をお願いします。

3 申込締切

1月31日(水)

※ 問合せ先

(一社)山口県柔道協会事務局長 宮崎俊彦 電話：083-924-9510

第44回全国少年柔道大会山口県予選会実施要項

- 1 目的 柔道の基本技術を正しく修得するとともに、柔道の試合等を通じて心身の鍛練及びその技能を磨き、明るく、正しく、たくましい小学生児童の健全育成と相互親睦を図ることを目的として全国大会の山口県予選会を開催する。
- 2 主催 一般社団法人山口県柔道協会
- 3 主管 防府市柔道協会
- 4 期 日 令和6年3月17日（日）午前8時開館 9時00分開始
※ 受付・計量 午前8時から8時45分まで
※ 計量 チームごとに同学年内の体重順の配列の確認等を行います。
- 5 会 場 キリンレモンスタジアム武道館（防府市武道館）
防府市浜方174-1（電話0835-24-6000）
- 6 参加資格 (1) 1団体1チームとする。
(2) 参加する選手は、**令和6年4月30日現在で**、小学校5年生・6年生の男女とする。但し、5年生の補充として4年生をもって充てることができるが、3年生以下の出場は認めない。
(3) 出場するチームは、(公財)全日本柔道連盟に団体登録をしていること。また、選手はその団体から登録をしていること。
(4) 参加チームの監督は、(公財)全日本柔道連盟に登録をしていること。
(5) この要項の遵守事項等（15）を承諾すること。
- 7 チーム編成 (1) チームの編成は団、または道場単位とする(混成チームは認めない)。
(2) 1チームの人員は監督1名、選手5名、補欠2名とする。**(選手が4名以下の場合には出場できない。)**
(3) 選手の編成は大將・副將・中堅は6年生。次鋒・先鋒は5年生または4年生とし、学年順に配列する。ただし、下学年の児童が一学年上の児童の位置に出場することはできる。
また、選手は各学年順に配列し、同学年内は「体重順」に配列すること。(体重順は、当日の計量結果による。)
(4) 初戦の選手の変更は受付で届けること。2戦目以降の選手変更は概ね直前の団体戦の開始前に、対戦する試合場に届け出ること。ただし、団体戦が連続する場合は、前の対戦終了後直ちに届け出ること。
(5) 選手・補欠の変更は、原則として認めない。
(6) 一旦退いた選手は、その後の試合に出場することはできない。
- 8 試合方法 (1) 試合は、トーナメント戦とする。
(2) 各チーム5名の点取り対抗戦とする。
(3) チーム間の勝敗決定の方法は、次のとおりとする。
①勝ち数の多いチームを勝ちとする。
②勝ち数が同じときは内容(「一本勝ち」(一本勝ち相当の勝ちを含む)「技有り」の勝ち数)による。

③内容も同じときは、代表戦を1回行い、必ず優劣を決する。代表戦に出場する選手は、「引き分け」の中から抽選で1組を選んで2分間の試合を行う。得点差が無く、かつ「指導」差が1以内の場合は旗判定で勝敗を決する。(GSは行わない。)

- 9 審判規程 (1) 国際柔道連盟試合審判規程、国内における「少年大会特別規定」(令和5(2023)年12月15日付け山柔協第23-416号一般社団法人山口県柔道協会通知 添付資料参照) および大会申し合わせ事項による。
- (2) 試合時間は**3分間**とする。
- (3) 勝敗の決定基準
勝敗の決定基準は「一本」「技有り」「僅差」※とし、得点差が無く、かつ「指導」差が1以内の場合は「引き分け」とする。
※「僅差」とは、双方の選手間に技による評価(技あり)がない、又は同等の場合、「指導」差が2あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
- 10 表彰 (1) 第1位から第3位までを表彰する。
(2) 第1位のチームには全国大会の出場権を与える。
- 11 参加料 1チーム4,000円を大会当日受付で納入すること。
- 12 申込方法 (1) 所定の参加申込書により申し込むこと。(電子メールでお願いします。)
(2) 申込先 一般社団法人山口県柔道協会
電子メールアドレス **yjk@c-able.ne.jp**
(3) 申込締切 **令和6年1月31日(水)**必着(締切後の申込みは受け付けない。)
- 13 組合せ 主催者が行う。
- 14 保険 各チームは、スポーツ傷害保険等に加入しておくこと。選手は健康保険証を必ず持参すること。
- 15 遵守事項等 選手および指導者は下記事項を遵守すること。
- (1) 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
- (2) 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精査を受けること。)
- (3) 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
- (4) 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。
- (5) 皮膚真菌症(トングランス感染症)について、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合がある。
- (6) 大会中の事故等については、各団体にて加入の保険の範囲内での適用になります。保障内容が不足と思われる場合は、各団体、保護者等にて別途保険に必ず加入して参加すること
- (7) 大会出場中の映像・写真・記事・氏名・記録等のテレビ・ビデオ・新聞・雑誌・インターネット・広告等への掲載を了解すること

16 問合せ先 一般社団法人山口県柔道協会事務局 担当 宮崎
電話・FAX 083-924-9510

<お願い>

① 本大会は、身体的にも精神的にも発育途上の小学校児童の大会であることを常に念頭におかれて、特に危険防止について考慮してください。特に、試合出場については、初心者は少なくとも6カ月経過後としてください。また、礼法を正しく行わせることはもとより、姿勢・組み方についても御配慮・御指導をお願いします。

② **第44回全国少年柔道大会山口県予選会の帯同審判員について**

大会の円滑な運営のため、帯同審判員の御協力をお願いいたします。

つきましては、御協力いただける帯同審判員について、申込書の帯同審判員表に記載の上、事務局に提出をお願いします。

(なお、当日は8:20までに受付を済ませてください。午前中に終了予定です。)

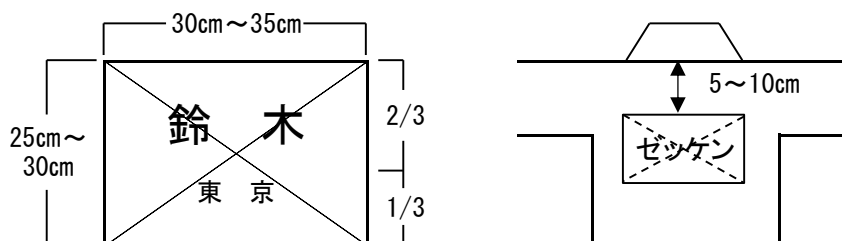
第44回 全国少年柔道大会 要項

1. 目的 柔道の基本技能を正しく修得し、わが国の将来をになう心身ともに健康な小学生児童を育成するとともに、相互の親睦を図ることを目的とする。
2. 主催 全日本柔道少年団、公益財団法人講道館、公益財団法人全日本柔道連盟、読売新聞社
3. 後援 スポーツ庁、東京都教育委員会、NHK、
(予定) 一般財団法人東京スポーツ新聞格技振興財団
4. 共同主管 公益財団法人東京都柔道連盟、東京都柔道少年団
5. 期 日 (1) 2024年5月4日(土/祝) 合同錬成 午後2時～4時(自由参加)
(講道館指導員・全柔連強化コーチ及び強化選手による基本錬成、技の解説、指導稽古)
(2) 計量 合同錬成終了後、選手全員の計量を行う
(3) 2024年5月5日(日/祝) 試合錬成 午前10時開始 午後6時終了予定
6. 会 場 講道館 新館7階 大道場 〒112-0003 東京都文京区春日1-16-30
大会事務局 : 03-3818-5639/4246 講道館道場受付 : 03-3818-4893
7. 参加資格 (1) 各都道府県柔道連盟(協会)の選考により、1チームが代表参加する。
但し、開催地は2チームとする。
(2) 参加する選手は、原則として2024年4月30日現在、小学校5年生・6年生の男女。
但し、5年生の補充として4年生は出場できるが、3年生以下の出場は認めない。
(3) 出場するチームは、全日本柔道連盟に団体登録をしていること。
また、選手はその団体から登録をしていること。
(4) 参加チームの監督は、全日本柔道連盟公認指導者資格【C指導員】以上を保有していること。
C指導員以上の資格保有者がいない場合でも、監督としてC指導員以上を保有した者がエントリー及び帯同しなければならない(全柔連登録団体が参加チームと異なっても可)。
(5) 皮膚真菌症(トンズランス感染症)について、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。
8. チーム編成 (1) チームの編成は分団、または道場単位とする(混成チームは認めない)。
(2) 1チームの人員は監督1名、選手5名、補欠2名とし、申込後の変更はできない。
(3) 選手の編成は大將・副將・中堅は6年生。次鋒・先鋒は5年生とし学年順に配列する。
ただし、下学年の児童が一学年上の児童の位置に出場することはできない。
また、選手は各学年順に配列し、同学年内は「体重順」に配列すること。
(4) 選手の変更は、エントリーしている補欠からに限り行うことができる。
この場合も、選手は各学年順に配列し同学年内は「体重順」に配列すること。
補欠の補充はできない。
(5) 計量結果に伴う選手の配列変更は前日計量時に行うこと。
(6) 2戦目以降の怪我による選手の配列変更は認める。ただし、(3)に定められた編成(学年順)内で配列すること。変更については配列決定後、各試合場に届け出ること。
(7) 一旦退いた選手は、その後の試合に出場することはできない。
9. 試合方法 (1) 試合は、3チームによるリーグ戦と、リーグ戦1位チームによるトーナメント戦で行う。
(2) 各チーム5名の点取り対抗戦とする。
(3) チーム間の勝敗決定方法は、次のとおりとする。
 - ① 勝ち数の多いチームを勝ちとする。
 - ② 勝ち数が同じときは内容(「一本勝ち」「技有り」の勝ち数)による。
 - ③ 内容も同じときは、リーグ戦においては引き分けとし、トーナメント戦においては代表戦を1回行い、必ず優劣を決する。代表戦に出場する選手は、「引き分け」の中から抽選で1組を選んで通常の3分間の試合を行う。得点差が無く、かつ「指導」差が1以内の場合は旗判定で勝敗を決する。(GSは行わない)

- (4) リーグ戦における順位決定は次のとおりとする。
- ア. 2勝、1勝1引分け、1勝1負、2引分け、1引分け1負、2負の順位とする。
 - イ. アで同等の場合は、リーグ戦を通じて(ウ以下同様)勝者総数の多いチームを上位とする。
 - ウ. イで同等の場合は、「一本勝ち」による勝者総数の多いチームを上位とする。
 - エ. ウで同等の場合は、「技あり優勢勝ち」による勝者総数の多いチームを上位とする。
 - オ. エで同等の場合は、敗者総数の少ないチームを上位とする。
 - カ. オで同等の場合は、「一本」による敗者総数の少ないチームを上位とする。
 - キ. カで同等の場合は、「技あり」による敗者総数の少ないチームを上位とする。
 - ク. キで同等の場合は、抽選によって順位を決定する。

10. 審判規定 (1) 国際柔道連盟試合審判規程及び国内における少年大会特別規程(2024/4/1改定)による。
 (2) 試合時間は3分間とする。
 (3) 勝敗の決定基準
 勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「僅差」※とし、得点差が無く、かつ「指導」差が1以内の場合は「引き分け」とする。
 ※「僅差」とは、双方の選手間に技による評価(技あり)がない、又は同等の場合、「指導」差が2あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
 (4) 試合場内の大きさは、32畳とする。
11. 表彰 (1) 第1位から第3位までを表彰する。
 (2) 技術優秀賞10名を表彰する。
12. 申込方法 (1) インターネット(Googleフォーム)による申し込みとする。
 申込み用URL: <https://forms.gle/df1zy6Z5pkGUYWcv6>
 * 申込データ送信後、画面に「全国少年柔道大会の申込を受け付けました」と表示され入力した内容をご登録のアドレスに返信されます。
 (2) 問い合わせ先: 第44回全国少年柔道大会 事務局(主管:(公財)東京都柔道連盟)
 TEL 03-3818-5639 または080-3505-4985・080-3505-5747
 (3) 申込締切り 2024年4月8日(月) 午後12時まで
13. 組み合わせ 2024年4月9日(火) 午後4時 大会事務局において主催者が行う。
14. 保険 傷害保険(試合のみ)
 (1) 参加者全員が傷害保険に加入し、その費用は主催者が負担する。
 なお、大会出場にあたり健康状態に異常が無い、また怪我等のないことをチーム内で確認すること。必要に応じて医師の診断を受けること。(診断書等の提出は不要)
 (2) 参加者は健康保険証を必ず持参すること。
15. 旅費の補助 (1) 監督1名・選手5名の旅費は、大会旅費規定により各道府県庁所在地から東京電環までの普通往復運賃を主催者が負担する。(補欠2名は除く) 但し、沖縄県の旅費については航空券代の領収書を提出。普通運賃と実費のどちらか安価な方で支給する。
 (2) 旅費は5月4日、監督会議前に支給する。(監督は当日、印鑑持参のこと)
16. その他 (1) 大会当日の昼食(監督1名・選手5名・補欠2名 計8名分)は主催者が弁当を用意する。
 (昼食会場: 講道館新館2階教室 * 観客席・練習会場飲食不可)
 (2) 観客の入場については下記の通りとする。
 観客人数は1チームにつき上限を14名といたします。
 (3) 少年団旗を持参すること。 * チーム旗の持ち込みは禁止といたします。
 (4) 諸会議等
 ① 監督会議 5月4日 午後5時00分 講道館 新館2階 教室
 ② 審判会議 5月5日 午前9時00分 講道館 新館2階 教室
 (5) ゼッケン(都道府県名と名字入り)を、柔道衣に着けて試合すること。
 ゼッケンを着けていない選手は出場できない。
 途中で外れることのないよう、しっかりと縫い付けること。

- ① 布地は白色（晒・太綾）
- ② サイズは概ね横30cm～35cm、縦25cm～30cm
- ③ 名字(姓)は上側2/3、都道府県名は下側1/3
- ④ 書体は太いゴシック体または明朝体で、男子は黒色、女子は濃赤色。
- ⑤ 縫い付けの場所は後ろ襟から10cm、対角線にも強い糸で縫いつける。



17. 脳震盪対応について

ジュニア(20歳未満)以下の選手および指導者は下記事項を遵守すること。

- ① 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け出場の許可を得ること。
- ② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。
(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精査を受けること。)
- ③ 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
- ④ 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し書面により事故報告書を提出すること。

18. 個人情報、肖像権の取り扱いについて

- ① 参加申込用紙に記載された個人情報・競技結果・大会中に撮影された写真または動画等の映像が、大会プログラム・競技会場内外の掲示板等・全柔連ホームページ・大会ホームページ・セイコースポーツリンクに掲載される場合がある。
- ② 全柔連の許諾を受けたテレビ局等の企業により、試合を撮影した映像の中継・録画放送が、テレビ放映及びインターネット配信されることがある。また、その他報道機関等により新聞、雑誌、テレビおよび関連ホームページ等に公開される場合がある。
- ③ 大会時に撮影する映像(ケアシステム等)を、審判員および指導者の技能向上のための研修会資料として使用する場合がある。

<お願い>

本大会は、身体的にも精神的にも発育途上の小学校児童の大会であることを常に念頭におかれて、特に危険防止について考慮されたい。また、礼法を正しく行わせることはもとより、姿勢・組み方についてもご配慮・ご指導をお願いしたい。

山柔協 23-416号
令和5(2023)年12月15日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
会長 正司直樹
(会長印を省略しています)

国内における「少年大会特別規程」の
「逆背負投（通称）」並びに「両袖を持って施す投げ技」による罰則の取り扱いについて

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、（公財）全日本柔道連盟から添付のとおり通知があり、取り扱いの変更内容は下記のとおりで、全柔連主催大会での適用は2024年4月1日からとされています。

当県においては、県柔協主催の「全国少年柔道大会県予選」が3月に開催予定であることから、県柔協主催大会での適用を2024年3月1日からとしますのでよろしくお願い致します。

記

- 1 「逆背負投（通称）」を施すこと → 「反則負け」から「指導」に変更
- 2 「両袖を持って施す投げ技」を施すこと → 「反則負け」から「指導」に変更

全柔連発第23-0497号
2023年12月8日

公益財団法人全日本柔道連盟 加盟団体 各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
〔公印省略〕

国内における「少年大会特別規程」における
「逆背負投（通称）」並びに「両袖を持って施す投げ技」による罰則の取り扱いについて

拝啓 師走の候、時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、過去の少年の大会等におきまして、「逆背負投（通称）」により投げられた選手が後頭部を強打して脳震盪を起こすケース、あるいは「両袖を持って施す投げ技」により投げられた選手が顔面及び頭頂部から落下し頸椎損傷あるいは脳振盪等を起こすケースが報告され、発育発達段階の観点から全柔連審判委員会では少年大会特別規程を改正し、少年の大会（中学生以下）においては「逆背負投（通称）」並びに「両袖を持って施す投げ技」を禁止とし、施した場合には重大な違反として「反則負け」の扱いとしてきました。

この少年大会特別規程の改正により、近時の少年大会では、「逆背負投（通称）」及び「両袖を持って施す投げ技」が使用されることはほとんど無くなりました。

その反面、通常の背負投を仕掛けたが受の選手が反対側に投げ落とされる、あるいはお互いが片袖を絞った状態で技を仕掛けることで、不十分な見極めにより、前者を「逆背負投（通称）」、後者を「両袖を持って施す投げ技」を施したとして裁定され、本来試合続行が許される選手が「反則負け」となるケースが見受けられます。

このような裁定により、不利益を被るのは多感な少年期の選手であることから、少年健全育成の観点からも「逆背負投（通称）」並びに「両袖を持って施す投げ技」による罰則の取り扱いを重大な違反「反則負け」から軽微な違反「指導」に変更することとします。

本連盟主催大会では、**2024年4月1日**より施行します。

今後、本連盟審判委員会では、引き続き審判講習会等で「逆背負投（通称）」並びに「両袖を持って施す投げ技」を施すことの危険性を注意喚起して参ります。

なお国際柔道連盟試合審判規程では、「逆背負投（通称）」を施すことは「指導」であり、「両袖を持って施す投げ技」を施すことはノーペナルティとなっております。

関係各団体におかれましては、以上の趣旨をご理解戴き、各団体関係者及び選手への啓発・ご周知をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 大塚・渡辺・関口・城地

電話 03-3818-4392 メール shinpan@judo.or.jp

国内における「少年大会特別規程」

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加えて行うものとする。

第17条（抑え込み）

附則として次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

第18条 禁止事項と罰則

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬間的（1, 2秒程度）に握ることを認める。
（注）中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。
7. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。
8. 両袖を持って投げ技を施すこと。

反則負け（重大な違反）

1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。

（附則）

指導（軽微な違反）

1. 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること」関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、〔瞬間的（1, 2秒程度）〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。
2. 「両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。」関係
両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. 「関節技及び絞技を用いること。」関係
 - ①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。
 - ②故意ではなかったが、絞技および関節が極まった場合は、「待て」とする。

4. 〔無理な巻き込み技を施すこと。〕 関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。技が崩れた結果である場合は反則としない。

5. 〔相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。〕 関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

7. 〔「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。〕 関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

8. 〔両袖を持って投げ技を施すこと。〕 関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。

改廃

本規程の改廃は、審判委員会において協議し、理事会の承認を得て行う。

付則 この申し合わせは、平成22年5月1日から実施する。

この申し合わせは、平成23年6月14日から部分変更して施行する。

この申し合わせは、平成27年3月31日から改正し、平成27年6月1日から施行する。

この申し合わせは、平成27年11月30日から申し合わせを特別規定として改正し、施行する。

この特別規定は、平成30年3月1日から改正し、平成30年4月1日から施行する。

この特別規定は、令和3年3月15日から特別規程と改正し、施行する。

この特別規程は、2022年1月24日から改正し、2022年4月1日から施行する。

この特別規程は、2023年12月8日から改正し、2024年4月1日から施行する。

国内における「少年大会特別規程」 **修正箇所を赤字で標記**

国内における少年（中学生以下）の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加えて行なうものとする。

第17条（抑え込み）

附則として次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

第18条 禁止事項と罰則

指導（軽微な違反）

1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。
ただし、技を施すため、瞬間的（1, 2秒程度）に握ることを認める。
（注）中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
3. 関節技及び絞技を用いること。
4. 無理な巻き込み技を施すこと。
5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
6. 小学生以下が、裏投を施すこと。
7. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。
8. 両袖を持って投げ技を施すこと。

反則負け（重大な違反）

1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。
- ~~2. 通称「逆背負投」の様な技を施すこと。~~
- ~~3. 両袖を持って投げ技を施すこと。~~

（附則）

指導（軽微な違反）

1. 「相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること」関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側（うなじあたり）の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等（内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等）をかけることは、〔瞬間的（1, 2秒程度）〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。
2. 「両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。」関係
両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見なされる場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
3. 「関節技及び絞技を用いること。」関係
 - ①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。

②故意ではなかったが、絞技および関節が極まった場合は、「待て」とする。

4. 「無理な巻き込み技を施すこと。」関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。技が崩れた結果である場合は反則としない。

5. 「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。」関係

「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合のみをいう。

7. 「逆背負投」（通称）の様な技を施すこと。」関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

8. 「両袖を持って投げ技を施すこと。」関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。

~~反則負け（重大な違反）~~

~~2. 「通称「逆背負投」の様な技を施すこと。」関係~~

~~例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組んだ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。~~

~~3. 「両袖を持って投げ技を施すこと。」関係~~

~~相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。~~

改廃

本規程の改廃は、審判委員会において協議し、理事会の承認を得て行う。

付則

この申し合わせは、平成22年5月1日から実施する。

この申し合わせは、平成23年6月14日から部分変更して施行する。

この申し合わせは、平成27年3月31日から改正し、平成27年6月1日から施行する。

この申し合わせは、平成27年11月30日から申し合わせを特別規定として改正し、施行する。

この特別規定は、平成30年3月1日から改正し、平成30年4月1日から施行する。

この特別規定は、令和3年3月15日から特別規程と改正し、施行する。

この特別規程は、2022年1月24日から改正し、2022年4月1日から施行する。

この特別規程は、2023年12月8日から改正し、2024年4月1日から施行する。